

令和4年4月1日改定版

横浜市立菊名小学校

「保護者と教職員の会」(PTA) 細則

横浜市立菊名小学校

横浜市立菊名小学校「保護者と教職員の会」 (PTA) 細則

第1章 役員、会計監査委員の選挙の方法

第1条 役員、会計監査委員の選挙は下記の通り行われる。

1. 指名委員会を次の各所より選出した8名の委員によってつくる。
 - (イ) 各学年より1名選出した6名。
 - (ロ) 教員より2名。
2. 指名委員会の委員は互選により委員長、副委員長を選出する。
3. 指名委員は役員、会計監査委員の候補者になることはできない。
4. 指名委員会は次の仕事をする。
 - (イ) 指名委員会は各役員ならびに、会計監査委員に、定員以上の候補者を指名する。
 - (ロ) 指名委員会は指名した候補者の氏名を全会員に公示する。
 - (ハ) 指名委員会は選挙を行う総会において指名委員会の経過を報告する。
5. 候補者の追加指名は、選挙を行う総会において一般会員からなすことができる。ただし、この場合は選挙5日前までに指名委員会に届け出なければならない。
6. 選挙管理委員会を次の各所により選出した6名の委員でつくる。
 - (イ) 実行委員会より1名。
 - (ロ) 指名委員会より1名。
 - (ハ) 教員より2名。
 - (ニ) 一般会員より2名。委員の互選により委員長をおく。
7. 選挙管理委員会は次のことを行う。
 - (イ) 投票に関する事項。
 - (ロ) 開票に関する事項。
 - (ハ) 当選者の確認と発表。
 - (ニ) その他必要な事項。
8. 役員ならびに会計監査委員の選挙は次の方法で行う。
 - (イ) 出席会員の無記名投票による。
 - (ロ) 委任状には投票権を与えない。
 - (ハ) 当選者は規約第17条の規定により有効投票の最高点者に決定する。
 - (ニ) 同点の場合には決戦投票をする。
 - (ホ) 対立候補のない場合は選挙管理委員の選出は割愛し、指名委員会の指名と総会での議決をもって役員ならびに会計監査委員を決定する。

第2章 常任委員会と特別委員会

- 第2条 常任委員会として、校外指導委員会を置く。
- 第3条 校外指導委員会の委員は地区毎に選出する。
委員長は委員の互選により選び、会長が委嘱する。
- 第4条 校外指導委員会の委員長および委員の任期は1年とする。ただし、引き続いて1年間だけ留任を認める。
委員長または副委員長に欠員が生じたときは、委員が補充して会長の承認を得る。任期は残任期間とする。
- 第5条 校外指導委員会の人数および役割を次の通りとする。
委員長は委員を召集して規約目的推進のため協議、協力する。
1. 校外指導委員会 地区毎に委員1名
ただし、地区の班毎に班長1名を置く。
(イ) 児童の学区内での安全で健全な生活のため、学校、地域その他の機関と協力して活動する。
(ロ) 児童の地域社会での生活指導について会員の関心をたかめる。
- 第6条 特別委員会の委員は委員長の推薦に基づいて、会長が委嘱する。
- 第7条 特別委員会はその任務を終了したとき解散する。
- 第8条 校長またはその代理は、学校管理ならびに教育上、常任委員会または特別委員会に出席して意見を述べるができる。

第3章 プロジェクトサポーター制度について

- 第9条 会長は実行委員会の承認を得てプロジェクトを立ち上げ、会員からサポーターを募集する
- 第10条 プロジェクトとは、本会の目的を達成するために必要となる活動を指す
- 第11条 サポーターは、プロジェクト推進のために協力する

第4章 PTA専任事務員

- 第12条 会長は実行委員会の承認を得てPTA専任事務員（以下事務員という）を雇用することができる。
1. 事務員は会員以外とする
- 第13条 事務員は本会の目的を理解し次の業務を行うものとする。
1. 役員と協力して会計事務を行う。
 2. 横浜市安全教育振興会等の諸手続きを行う。
 3. その他

第4章 改正

第14条 この細則は、実行委員会において、その委員の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。ただし、改正案は実行委員会の1週間前までに各構成員にしらせておかなければならない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

平成 4年4月1日改正

平成 7年4月1日改正

平成10年11月7日改正

平成10年12月5日改正

平成14年2月14日改正

平成21年3月3日改正

平成23年2月1日改正

平成27年3月6日改正

令和 4年4月1日改正

菊名小学校PTA慶弔規定

1.

	保 護 者		教職員
	本 人	本校在学児童	本 人
弔 慰 金	1万円及び 生花一基	1万円及び 生花一基	1万円及び 生花一基
病気お見舞	5 千 円	5 千 円	5 千 円
災害お見舞	「最高」1 万 円		「最高」1万円

※病気お見舞は、2週間以上の入院または1ヶ月以上の療養の場合とする。

※災害お見舞は、災害の程度により、会長・校長・会計と協議する。

2. その他

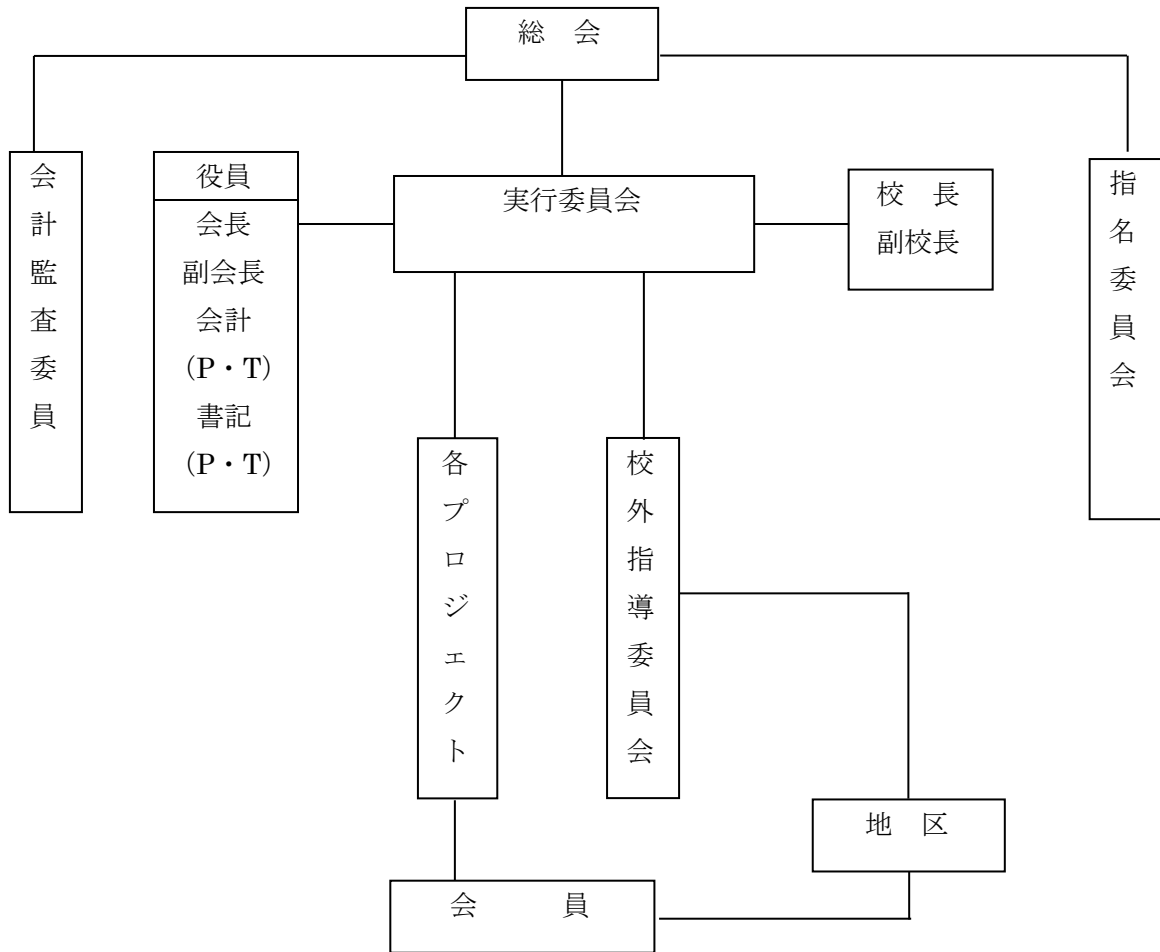
本記規定に該当しない事項については、役員会において決定する。

平成2年4月1日改正

平成5年4月1日改正

平成9年12月1日改正

菊名小学校PTA組織図



令和4年4月1日改正